

エアランゲン・ニュルンベルク大学 Karl-Dieter Gröske 学長 (大学学長会議副会長, HRK-Vizepräsident)
1946 年：エアランゲンに生まれる 1966 年：エアランゲンでアビトゥーア取得 1966 - 1971 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学、ミュンヘン大学で国民経済学を専攻 1972 - 1978 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学国民経済学インスティトゥート助手 1978 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学で博士号 (Dr. rer. pol.) 取得； 最優等 (summa cum laude) の成績 (「1.0」) (訳注：「1.0」は最高点) 1978 - 1988 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学国民経済学インスティトゥート学術助手、上級学術助言者 (Akademischer Oberrat) 1985 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学経済学および社会科学部で大学教授資格取得 (専門科目：国民経済学) 1988 - 1990 年：経済および社会研究所 (ボン) プロジェクトリーダー 1989 年：ハンブルク連邦国防大学教授 (C3) 1991 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学国民経済学教授 (C4) 2000 - 2002 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学学長代理 2002 年：エアランゲン・ニュルンベルク大学学長

※関連する条文

「ヘッセン州大学法」 (Hessisches Hochschulgesetz vom 20. Dezember 2004, GVBl. I S. 466) 第 63 条 招聘手続き (Berufungsverfahren) (1) 空席となった及び空席となる教授及びジュニアプロフェッサーは、満たされるべき任務、資格のメルクマール及び就任の時点の種類及び範囲の申告のもとで、公開で及び通常の場合国際的に公募される。大学の教授が上位のランクの他の大学の招聘を得る場合又はジュニアプロフェッサーが教授として任用される場合は、理由のある個別の場合として公募しないことができる。 (4) 任命にあたり自大学の構成員は、理由のある例外的な場合に考慮されることができる。自大学のジュニアプロフェッサーは、その者が博士号取得後大学を移動しているか又は任命される大学以外で少なくとも 3 年間学術的な勤務に就いている場合は、考慮されることができる。

8. 大学教員の能力開発 (全国、地方、大学レベルでの能力開発の傾向)

大学教員の能力開発に関しては、各大学のレベルで大学教員 (とくに若手教員) の能力開発が行われている。以下では、筆者が今回訪問したハイデルベルク大学の事例を見ていくことにする。

なお、2005 年 6 月、連邦と州は「ドイツの大学における学術および研究の促進に関する連邦と州のエクセレンス・イニシアティブ協定」(Exzellenzinitiative des Bundes und der Länder

zur Förderung von Wissenschaft und Forschung an deutschen Hochschulen)を締結した³³。これは、連邦と州が一体となってドイツの大学における卓越した研究を促進することを目指した構想で、そのなかで「大学における学術後継者のために卓越した条件を整備する」ことも目的のひとつに挙げられている。

この「エクセレンス・イニシアティブ」のなかでハイデルベルク大学では、「Young Academics」というプロジェクトが立ち上げられている。その一部として「教授への道のり」(Auf dem Weg zur Professur) が 2008/2009 年冬学期からスタートしている。以下、その内容を紹介する³⁴。

このコースは、(1)マネジメント・プログラム、(2) 学術後継者のためのゼミナール、(3)講義シリーズの 3 部から構成されている。対象者は、博士研究員（以下、ポスドク）、学術協力者、若手教授などである³⁵。

(1) マネジメント・プログラム

マネジメント・プログラムは、少なくとも 2 年以上の経験をもつポスドク、ジュニアプロフェッサー、新規教授就任者などが対象となっている。受講者は、大学理事会が学部の推薦を受けて決定しており、15 名程度に限定されている。その目的として、次の点が挙げられている。

- ・大学における指導的および管理的任務の効率的な利用のための知識および能力の仲介
- ・うまくいった人事管理手段と自身の学術的なキャリア計画について、その方法の理解および検証
- ・大学の自律構造および組織についての知識

具体的に、2011 年度のプログラムは、次のとおり、3 つのモジュールから構成される。1 つのモジュールは 3 日間である。

2 月 10 日～12 日	モジュール 1：会話のリーダーシップとコンフリクト管理
5 月 12 日～14 日	モジュール 2：指導能力と労働法の基礎
8 月 4 日～ 6 日	モジュール 3：招聘交渉 (Berufungsverfahren)

³³木戸（2009a）pp.24-27 を参照。

³⁴以下の記述は、ハイデルベルク大学が作成した学内研修資料である Universität Heidelberg（2011）に拠る。

³⁵Universität Heidelberg（2011）には、「新しい大学の構造にともない、学術後継者のリーダー、若手教授は、早い時期から人事、予算、大学の組織、管理に携わることになる」とその目的が記されている。

モジュール 1 では「目的にかなった、成果のある会話を行い、紛争を早期に認識する方法を教える。紛争のさまざまな解決方法が提示され、紛争解決の行動のための省察を可能とする。参加者は具体的事例で検証する」

モジュール 2 では、「参加者はさまざまな指導能力の形態を学ぶ」。

モジュール 3 では、「（教授）招聘交渉の法的な大枠条件についてインフォメーションを与える。招聘交渉の形式的な手続き。志願文書の書式の準備。招聘委員会との会話の訓練。招聘を受ける戦略などをコーチ」。以上に加えて、希望者に対して特別の職業上の問題について個人指導を行う機会も設けている。

(2) 学術後継者のためのゼミナール

このゼミナールは、学部、学科、センターなどで指導的立場にある学術協力者を対象としており、基本的に公開されている。

2011 年度のプログラムは、以下のとおりである。

2 月 8 日	学術への道
5 月 26 日	主体性をもったメディアとの関わり
7 月 7 日	大学の日常における労働組織と時間管理

このうち、たとえば「学術への道」は、次のような内容となっている。

対象：ポスドク

目標設定

- ・学術システムについての基礎知識を提供
- ・学術的なキャリアの発展に関する促進・取り組みの概観

重点および内容

- ・ドイツおよび EU における研究促進の大綱条件と研究促進
- ・学術的なキャリアのための中心的な要素（例：情報研究、第三者資金の募集）
- ・個人的な学術的資格に不可欠な計画についての深化された情報
- ・申請準備のための実践的な助言
- ・所見の書式など

(3) 講義シリーズ

講義シリーズは、全体として「学術と研究」というテーマのもとで、「大学の中心領域に光を与えるもので、学術と行政の間の意味深い、有益な協力の基礎としての重要なデータを仲介するものである」とされている。講義への参加は、すべての学術研究者に開かれている。

2011年度の講義は、以下のとおりである。

1月20日（木）17時～19時	ハイデルベルク大学の若手教授、ジュニアプロフェッサーについて
4月14日（木）17時～19時	ハイデルベルク大学におけるアドミニストレーションオートノミーはどう機能しているか？
5月5日（木）17時～19時	研究促進：研究資金、申請の仕方
5月23日（月）17時～19時	精神科学者、社会科学者の存在理由
6月9日（木）17時～19時	大学の財政と予算モデル
7月7日（木）17時～19時	革新的な研究のスタートのための促進可能性
10月27日（木）17時～19時	第三者資金：医学の場合
11月10日（木）17時～19時	教授招聘手続きについて

おわりに

最後に、ドイツの事例からいくつか参考になると思われる点を記してまとめたい。

- (1) ドイツの大学では、これまで学生に対する教育がとかくおろそかにされがちであると言われてきた。教授は、学生の教育に対し不熱心であるといった指摘がなされてきた。「学生に対する教育の向上」というテーマは、大学改革の大きな課題となっている。こうした背景の中で、大学教授の採用・昇格等にあたり、研究業績だけでなく、「教育的適性」（*pädagogische Eignung*）も有しているということがその前提条件となるといった文言が、大学法のなかに明記されるようになった。
- (2) これまでの制度では、「大学教授資格」の取得が大学教授になるための前提条件となっていたが、1998年の改正で「大学外において達成された同等の学問的業績」によっても、「大学教授としての専門性を証明できる」こととなり³⁶。さらに、2002年2月の第5次改正大学大綱法では、「大学教授資格」について規定した条文が削除された。これにより、「大学教授資格」をもたない有能な人材をさまざまな分野から教授に登用する道も開かれるようになった。
- (3) 若手研究者のためのジュニアプロフェッサー制度が新たに設けられることになり、ジュニアプロフェッサーを経て教授に昇進するコースが一般的となった。ジュニアプロフェッサーには任期が設けられている。ただしジュニアプロフェッサーを経ることなく大学教授資格の取得により教授へと至るコースも残っている。また大学教授資格をもたない者の教授へ任用は、とくに専門大学において少なからず見られる。

³⁶ 木戸（1999）を参照。

(4) 若手研究者（ポスドク段階の者、ジュニアプロフェッサーなど）を対象に、たとえば大学のマネジメント等を学ぶ機会を設けるなど、将来教授となったときに役立つ能力開発の機会が設けられるようになった。

(5) 教育重視という考え方は、裏返して言えば、大学の学校化（*Verschulung*）という言葉でもって、大学人から批判の対象ともなっている³⁷。大学が、ギムナジウムの延長になってしまった。アビトゥーアのあともう 3 年間学校に通っているようなものである。これまでは、ディプロムの取得に 5 年から 6 年かけた。それが 3 年でバachelラーの学位をとらなければならない。今まで 5 年とか 6 年かけて、自分の自由に学習できたのが、3 年で卒業するように規則化され、試験などの負担も増え、「自由な学習」というドイツの大学の伝統が失われた。そうしたなかで、「教授が、知識を切り売りする人、試験をするだけの人になってしまった」³⁸、といった指摘もされている。

(6) また、大学教育が「職業準備へと狭小化」し、幅広い教育が求められなくなった。大学の授業が、経済界が求める基準にそった狭い職業準備に偏っているといった指摘もある³⁹。フンボルトの理念である「包括的な教育」（*umfassende Bildung*）に代わり、市場の論理を志向した大学に変わってしまった。大学教授にも、そうした経済の利害を指向した学習課程を担当できる者が望まれているという批判もある。

(7) 連邦教育研究省の『学術後継者の促進に関する連邦報告書』によれば、将来を担う若手研究者の促進にあたり、とりわけ次のような課題領域を克服していかなければならないとしている⁴⁰。

- ① 早い時期からの将来の進路の見通しの可視化。
- ② 機会の正当性（*Chancengerechtigkeit*）の保障（とくに性、障害者に関して）。
- ③ 促進措置の持続的な効果の検証の仕組み。
- ④ 大学の国際化への対応。
- ⑤ 大学の内外における学術・研究のキャリア開発。

(8) 教授の招聘委員会のメンバーに教授以外の者（大学外の専門家、教授ではない学術職員、学生など。どういう者を構成員とするかは、各大学の規定による）が加わっている。

(9) 教授の公募は、基本的に国際的に行われている。

³⁷木戸（2011）pp.50-53 を参照。

³⁸Jäger-Flor & Jäger(2009),S.16.

³⁹注(37)と同じ。

⁴⁰Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008), p.2ff.

(10) 一般に、大学の裁量権が拡大されてきている。従来は、文部省に最終決定権があった大学教授の任命が、大学に移管され大学学長名で行われるようになってきている（前掲表 11 を参照）。同時に、それに対応したアカウンタビリティも求められるようになっている。

【参考】

◎ 大学に関する「大学大綱法」の一般的な規定

第1条 適用範囲

この法律にいう大学とは、州法による国立の大学（staatliche Hochschule）である、総合大学（Universität）、教育大学（Pädagogische Hochschule）、芸術大学（Kunsthochschule）、専門大学（Fachhochschule）及びその他教育制度上の施設（sonstigen Einrichtung des Bildungswesens）をいう。この法律は、第70条がこれを定める範囲内で、国により承認された大学（staatlich anerkannte Hochschule）にも適用する。

第7条 学習の目標

教育及び学習は、学生の職業活動を準備し、学生にそのために必要な専門的な知識、スキル（Fähigkeit）及び方法を、それぞれの学習課程に対応して、学生が、学術的又は芸術的な作業（wissenschaftlicher oder künstlerischer Arbeit）及び自由で民主的な社会的法治国家における責任ある行動ができる能力を仲介するものとする。

第58条 法的形態及び自治権

- (1) 大学は、通常、公法上の団体（Körperschaft des öffentlichen Rechts）であり、同時に国の機関（staatliche Einrichtung）である。大学はまた、他の法的形態で設立することもできる。大学は、法律の規定の枠内で自治権（Recht der Selbstverwaltung）を有する。
- (2) 大学は、学則（Grundordnung）を制定する。学則は、州の認可（Genehmigung）を必要とする。認可を拒否するための条件は、法律によって規定される。

第59条 監督

州は、法的監督（Rechtsaufsicht）を行使する。法的監督の方法（Mittel）は、法律によりこれを定める。大学が国の任務（staatliche Aufgabe）を遂行する限りにおいて、法律により更なる監督について定めることができる。

第70条 機関の承認

- (1) 州法にもとづく国立の大学（staatliche Hochschule）でない教育制度上の機関は、州法の定める詳細規定により、次に掲げる事項が確保されている場合には、国により承認された大学の資格（Eigenschaft）を取得することができる。
 1. 学習が第7条にいう目標に合わせて行われていること。（以下、略）

〈解説〉ドイツの大学は、原則として州（Land）が設置する「公法上の団体であり、同時に国の機関」である（第58条）。私立大学については第70条で「国により承認された大学」と位置づけられているが、数は少ない。1998年に第58条第1項が改正され、「他の法的形態」、例えば、財団の形態で設立されることも可能となった。なお、第7条で、大学教育の目的が規定されている。

◎ 大学の種類と数（表 12 を参照）

表 12 ドイツの大学数（2009/10 年冬学期現在）

	総合 大学	教育 大学	神学 大学	芸術 大学	専門 大学	行政専 門大学	計
バーデン・ヴュルテンベルク	14	6	-	8	36	4	68
バイエルン	12	-	3	8	25	1	49
ベルリン	10	-	-	4	20	-	34
ブランデンブルク	3	-	-	1	8	2	14
ブレーメン	2	-	-	1	3	1	7
ハンプルク	5	-	-	2	9	2	18
ヘッセン	7	-	5	3	13	3	31
メクレンブルク・フォアポメルン	2	-	-	1	4	1	8
ニーダーザクセン	11	-	-	2	11	2	26
ノルトライン・ヴェストファーレン	16	-	5	8	34	4	67
ラインラント・プファルツ	6	-	2	-	8	3	19
ザールラント	1	-	-	2	2	1	6
ザクセン	7	-	-	6	11	2	26
ザクセン・アンハルト	2	-	1	2	5	1	11
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	3	-	-	2	7	1	13
チューリンゲン	4	-	-	1	7	1	13
合計	105	6	16	51	203	29	410

※ドイツでは、大学は大きく2つの種類に区分されている。博士号や大学教授資格を授与できる大学と、そうでない大学である。前者を学術大学（wissenschaftliche Hochschule）、後者を専門大学（Fachhochschule）と呼んでいる。前者には、総合大学（Universität）のほか、工業大学、神学大学、芸術大学、教育大学などの単科大学が含まれる。学術大学には、一般にギムナジウム上級段階を終えた者が進学する。専門大学は、それまでの技術者学校（Ingenieurschule）や、高等専門学校（höhere Fachschule）などの職業中等教育機関が大学に昇格したもので、1970年から発足した。専門大学には、職業教育の学校を経て「専門大学入学資格」を取得した者が進学するケースが多い。

〈出典〉 Statistisches Bundesamt(2010), S.5.

【引用文献】

Bericht der Expertenkommission(2000), *Reform des Hochschuldienstrechts*.

[http://www.bmbf.de/pub/bericht_expertenkommission_reform_hochschuldienstrecht.pdf]

Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008). *Bundesbericht zur Förderung des Wissenschaftlichen Nachwuchses (BuWiN)*.

Hubrath, M.(2011) .*Berufungsverfahren an Hochschulen*.

[http://www.academics.de/wissenschaft/berufungsverfahren_an_hochschulen_10866.html]

Jager-Flor, D. & Jager, R. S. (2009). Bildungsbarometer zum Thema Bildungsproteste: Zentrum für empirische pädagogische Forschung der Universität Koblenz-Landau, 3/2009.

KMK(2008). Vereinbarung über die Besetzung von Professorinnen- und Professorenstellen an den Hochschulen. (2008年5月29日文科大臣会議作成資料)

Peisert, Hansgert und Framhein, Gerhild (1990), *Das Hochschulsystem in der Bundesrepublik Deutschland*, Bad Honnef : Bock.

Statistisches Bundesamt(2010). Bildung und Kultur, Personal an Hochschulen 2009. *Fachserie 11, Reihe 4.4*. Wiesbaden.

Universität Heidelberg(2008). *Zentrale Universitätsverwaltung Personaldezernat, Das Berufungsverfahren, Informationen, Daten und Dokumente zum Berufungsverfahren an der Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg*.

Universität Heidelberg(2011). *Universität Heidelberg, Zukunft. Seit 1386, Internes Bildungsprogramm, 2010/2011*.

奥田 喜道(2005)「準教授職の導入を主眼とする第五回大学大綱法改正法を違憲無効とした事例(2004.7.27 ドイツ連邦憲法裁判所第二法廷判決)」『自治研究』No. 977, 151-158 頁。

木戸裕 (1999) 「ドイツ大学改革の課題—第 4 次高等教育大綱法改正を中心として」『ドイツ研究』29 号, 1999, pp.49-59.

木戸裕 (2009a) 「ドイツ大学改革の課題—ヨーロッパ高等教育改革との関連において—」『レファレンス』No.700, 国立国会図書館調査及び立法考査局, 9-32 頁。

山口和人「連邦制改革のための基本法改正実現」『ジュリスト』1321 号, 2006.10, p.211. を参照)

【参考文献】

以下は、今回入手した資料である（順不同，引用文献に記したものを除く）。

Köhler, A.(2002). *Berufungskommissions-Ratgeber, „Berufen, aber richtig!!“*.

（招聘委員会について解説したハンドブック

Ruprecht-Karls-Universität Heidelberg (2008). *Berufungsverfahren nach dem Landeshochschulgesetz (LHG), Verfahrensschritte und Rechtsgrundlagen Personaldezernat*. （ハイデルベルク大学の教授招聘手続きについて解説したパワーポイント資料）

Ordnung der Otto-Friedrich-Universität Bamberg zur Regelung der Berufungsverfahren zur Besetzung von Professuren, Vom 01. März 2010. （バンベルク大学の教授招聘手続きに関する規程）

Habilitationsordnung für die Juristische Fakultät der Universität Erlangen-Nürnberg vom 30. April 1992 (KWMBI II S. 381) （エアランゲン・ニュルンベルク大学の大学教授資格規程）

Habilitationsordnung für die Wirtschafts- und Sozialwissenschaftliche Fakultät der Universität Erlangen-Nürnberg vom 15. Februar 2002 （同上）

Habilitationsordnung der Friedrich-Alexander-Universität Erlangen-Nürnberg vom 19. Dezember 2003. （同上）

Habilitationsordnung der Ludwig-Maximilians-Universität München für die Juristische Fakultät vom 15. Mai 2007 （ミュンヘン大学の大学教授資格規程）

Habilitationsordnung der Universität Heidelberg für die Philosophische Fakultät vom 22. September 2006 （同上）

Habilitationsordnung der Medizinischen Fakultät der Universität Heidelberg vom 22. September 2006 （同上）

Bayerisches Staatsministerium für Wissenschaft, Forschung und Kunst, *Bayerische Hochschulen in Aufbruch, Freiräume und Verantwortung*. （バイエルン州文部省パンフレット）

BVerfG, Bundesverfassungsgericht (2004c): Leitsätze zum Urteil des Zweiten Senats vom 27. Juli 2004: 2 BvF 2/02, Absatz-Nr. (1-184). （2004年のジュニアプロフェッサーに関する連邦憲法裁判所判決）